

5種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib）予防接種を受けられる方へ

病気について

病気	感染経路	症状、合併症など
ジフテリア	ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。感染した10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。	のどや鼻に感染し、症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経まひを起こすことがあるため注意が必要です。
百日せき	百日せき菌の飛沫感染で起こります。	風邪のような症状ではじまり、続いてせきがひどくなり、連続的にせきこむようになります。せきのあと急に息を吸い込むので、笛をふくような音が出ます。 乳幼児はせきで呼吸ができず、くちびるが青くなったり（チアノーゼ）けいれんが起きることがあります。肺炎や脳症などの重い合併症を起こしやすいといわれています。
破傷風	土の中にいる菌が傷口から体内に入ることによって感染します。※土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。	菌の出す毒素のために、筋肉の強直性けいれんを起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状で気づかれ、やがてけいれんを起こすようになります。治療が遅れると死に至ることもあります。
ポリオ (急性灰白髄炎) 「小児マヒ」	口から入ったポリオウイルスは咽頭や小腸の細胞で増殖します。小腸の細胞ではウイルスは4～35日間（平均7～14日間）増殖すると言われています。増殖したウイルスは便中に排泄され、再びヒトの口に入り抵抗力（免疫）を持っていないヒトの腸内で増殖し、ヒトからヒトへ感染します。	感染しても、ほとんどの場合は症状が出ず、一生抵抗力（終生免疫）が得られます。 症状が出る場合、ウイルスが血液を介して脳・脊髄へ感染が広まり、麻痺を起こすことがあります。ポリオウイルスに感染すると100人中5～10人は、かぜ様の症状があり、発熱を認め、続いて頭痛、嘔吐があらわれます。また、感染した人の中で、約1,000～2,000人に1人の割合で手足の麻痺を起こします。一部の人には、その麻痺が永久に残ります。麻痺症状が進行し、呼吸困難により死亡することもあります。
Hib (ヒブ)	インフルエンザ菌b型(Hib)は、飛沫感染し、鼻咽腔でコロニーを形成しますが、ほとんどは無症状保菌者です。しかし、一部では鼻咽腔で増殖したHibが血液の中に侵入し、髄膜炎等の重篤な全身感染症（侵襲性感染症）を起こす場合があります。	Hibは、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症を起こす乳幼児の病原細菌です。また、急性喉頭蓋炎もHib等が原因で起こる重篤な疾患で、喉頭蓋の腫脹による呼吸困難を伴い窒息から死亡に至る場合もあります。Hib髄膜炎は薬剤耐性の問題もあり、抗菌薬治療を行ったとしても予後不良になる場合が多く、致命率は5%、てんかん、難聴、発育障害等の後遺症が25%残ります。 初期症状は発熱、嘔吐、けいれん等で急性呼吸器感染症などの症状と類似しているため早期診断が難しいとされています。

予防接種の受け方

次のような方法で接種し、免疫をつくってください。

◆1期：生後2か月～7歳6か月に至るまで（7歳6か月になる前日まで）

（初回接種）20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種〔生後2～7か月までの期間を標準的な接種期間とする〕

（追加接種）初回接種3回目を接種後、6か月以上あけて1回接種〔3回目接種後6か月～1年半までの間隔をおいて1回〕

◆2期：11歳以上13歳未満（13歳になる前日まで）に1回接種（二種混合ワクチン接種 ※ジフテリア・破傷風のみ）

予防接種後の注意と副反応について

- ① 予防接種を受けたあとはしばらくお子さんの様子をみた後、医療機関の指示に従ってください。
- ② 接種後24時間は、副反応の出現に注意し、観察してください。
- ③ 発熱もなく体調がよければ、接種日当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をなるべく、こすらないようにしてください。
- ④ 接種日当日はいつもどおりの生活をしてかまいません。激しい運動はさけてください。
- ⑤ 接種後の主な副反応としては、注射部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）など局所の反応と、発熱があります。また重い副反応としてショック・アナフィラキシー様症状（頻度不明）、脳症（頻度不明）、けいれん（頻度不明）、血小板減少性紫斑病（頻度不明）があります。接種後1週間くらいはお子さんの健康状態に気をつけてください。接種後、機嫌がわるくなったり、異常のあるとき（はれが目立つときなど）は、接種を受けた医師にご相談ください。また、下記にもご連絡ください。

（予防接種健康被害救済制度について）

重篤な副反応が出現する頻度は極めてまれですが、みなさんが安心して予防接種を受けられるように、予防接種法では健康被害救済制度がもうけられています。

健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合は、法に基づく健康被害給付の対象となります。

お問い合わせ先

大東市地域保健課【すこやかセンター（保健医療福祉センター）3階】
四條駅市立保健センター

☎072(874)9500

☎072(877)1231